



New Power Oita



おおいた NPO 協働 実践マニュアル



大分県生活環境部 協働・共助推進室



目次

はじめに

I	NPOについて	1
1	NPOとの協働を進める前に	1
	NPOとは	1
	NPOの特性	3
II	協働について	4
1	協働とは?	4
	NPOとの協働の心構え	6
2	協働のルール	7
3	協働を生み出すために必要なこと	8
4	中間支援組織について	9
5	協働の手法	10
III	協働事業の進め方	13
1	協働事業を実施する際のポイント	13
	協働に適した事業	13
2	「委託」について（行政とNPOの協働）	14
	協働型委託とは?	14
	従来型委託とは?	14
3	行政とNPOの協働型委託事業の主な流れ	15
4	その他事業の流れ（フロー図）について	16
5	参考例	16
IV	その他	17
	おおいたNPO情報バンク「おんぽ」を活用しませんか?	17

はじめに

本県では、平成24年3月、大分県におけるNPOとの協働指針「心の通いあう地域づくりのための協働指針～互いに支えあう心豊かな大分県を目指して～」を策定しましたが、県民ニーズの多様化など、国内外の社会情勢が大きく変化している現状を踏まえ、各主体が協働についての共通理解を促進するよう令和5年度に改定を行いました。社会情勢が変化し、より柔軟な対応が求められる時代になった今こそ、多様な主体がそれぞれの強みを活かして協働することにより、誰もが安全に安心して心豊かに暮らせる活力ある大分県を目指しています。

この多様な主体による協働を進める上で、行政とNPOの協働は依然として大きな部分を占めています。

しかしながら、その協働の手续や進め方について、お互いによく理解できていない部分も多いため、今後、行政とNPOの協働をさらに進めるうえで役立つような、実用的なマニュアルを作成することとしました。

このマニュアルでは、協働が初めての方でも「読みやすい」、「わかりやすい」、「使いやすい」表現を心がけています。

本マニュアルは二部構成となっており、行政向けとNPO団体向けに分けて作成しております。第I章でNPOと行政に関する基礎的な知識を、第II章では協働事業の具体的な進め方について説明しています。

このマニュアルが、みなさまの事業実施の一助となり、地域において新たな協働が拡大していくことを願っています。

令和8年3月





I NPOについて

1 NPOとの協働を進める前に

NPOとは？

(1) 「NPO」とは？

「NPO」とは、「民間の非営利団体」のことで、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員である役員や社員（正会員）に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。

このうち、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき所轄庁（都道府県知事または指定都市の長）の認証を受けて法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」といいます。

県内に主たる事務所がある団体が認証を受ける場合は、「設立認証申請書」にNPO法に定められた書類を添付して、大分県知事に提出します。

提出書類の一部（定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書、活動予算書）は、協働・共助推進室において2週間縦覧されます。

また、認証・不認証の決定は、申請から2カ月以内に行われます。

(2) NPO法の趣旨

NPO法は、平成10年、議員立法として制定されました。

この法律は、営利を目的としない民間団体が、簡易に法人格を取得できるようにすることによって、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動の健全な発展を促進することを目的としています。

また、NPO法人設立後の監督においても、行政の関与は極力抑制されています。

「NPO法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって、市民の信頼を得て市民によって育てられるべきである。」という考えに立っており、情報公開を通じた市民による緩やかな監督や、NPO法人の自浄作用による是正が期待されているのです。

(3) 「非営利」と「無償」の違い

「NPOは非営利団体だから、ある程度のことはボランティアで業務を補えるため、事業費が抑えられる」と誤解していませんか？

しかし、「非営利」とは、活動で得た収益を団体の構成員で分配しないという意味で、ボランティアの基本的な原則である「無償」とは異なります。

NPOには、勤務する職員への適切な給与の支払いが必要であり、また組織運営のためには事務所の家賃や光熱水費等の管理費も欠かせません。

事業の計画や事業費の積算を行う場合は、NPOの特性（3ページ参照）を十分に理解し、配慮するよう心がけてください。

(4) 「NPO法人」の設立要件と信頼性

NPO法人になるには、次の8つの要件をすべて満たす必要があります。

《 NPO法人の設立要件 》

- ① NPO活動を行うことを主たる目的とすること
- ② 営利を目的としない（利益を構成員で分配しない）ものであること
- ③ 社員（正会員）の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- ④ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- ⑥ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- ⑦ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと
- ⑧ 10人以上の社員を有するものであること

所轄庁は、団体がNPO法に規定する認証基準に適合すると認めるときは、その活動実績に関係なく設立の認証をしなければならないことになっています。

信頼できるNPOかどうかは、団体が開示・発信する様々な情報によって判断することが重要です。

NPO法人は、毎事業年度初めの3カ月以内に前年度の**事業報告書等**を所轄庁に提出することが義務づけられており、協働・共助推進室で閲覧することができます。

◆ 閲覧することができる書類

書類名		NPO法人 (閲覧)		協働・共助推進室 (閲覧・謄写)	
事業報告書等	事業報告書	○	作成日から5 年経過した日 を含む事業年 度末日まで	○	過去 5年分
	活動計算書	○		○	
	貸借対照表	○		○	
	財産目録	○		○	
	前事業年度の役員名簿 (氏名・住所、報酬の有無を記載)	○		○	
	10名以上の社員名簿	○		○	
最新の役員名簿		○		○	
定款等	定款	○		○	
	認証書の写し	○		○	
	登記事項証明書の写し	○		○	

※ おおいたNPO情報バンク「おんぼ」（17ページ参照）から、団体情報（組織情報、定款、事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等）が確認できます。

(5) 認定NPO法人、特例認定NPO法人、指定NPO法人制度について

認定・特例認定・指定NPO法人制度とは、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援する制度で、認定・特例認定・指定NPO法人に寄附をすると、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができます。

NPO法人のうち一定の基準を満たしていると所轄庁が認めた法人を、「認定NPO法人」又は「特例認定NPO法人」といいます。

一方、都道府県または市町村がそれぞれ独自の指定基準や手続等に基づき、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例で個別に指定した寄附金を受け入れるNPO法人を、「指定NPO法人」といいます。

認定・特例認定・指定NPO法人は、市民からの広い支持や適正な事業活動内容、適切な組織運営及び経理、法令遵守等についての基準をすべて満たす必要がありますので、より信頼性の高いNPO法人といえるでしょう。

NPOの特性

NPOの主な特性は、次のとおりです。

◆ 自主的・自発的な社会貢献活動

NPOは、様々な社会問題や地域課題を解決していくミッション（社会的使命）に基づき、県民が主体となって自主的・自発的に社会貢献活動を行っています。

◆ 幅広い分野における専門的・多様な取り組み

NPOは、複雑化する社会課題に対して、幅広い分野において専門的で多様な取り組みを行っています。

◆ 柔軟的・機動的・先駆的な取り組み

NPOは、地域課題や県民ニーズに対して、自由な発想で柔軟かつ迅速に対応するとともに、新たな課題に対する先駆的な取り組みを行っています。

◆ 地域のコーディネーター

NPOは、地域の人材や資源を発掘し、人や組織をつなげて、地域課題の解決に取り組んでいます。

NPOは、行政の特徴である公平性や組織の枠組み、企業が持つ利潤追求などに縛られません。

そのため、ミッション（社会的使命）を達成するために、先駆的、専門的に社会的課題に取り組み、その柔軟性、機動性、地域性を活かして、意欲的に課題解決に取り組むことができます。

その一方で、資金や設備、人材不足等の問題を抱えている団体も多く、活動の継続性や安定性において、十分でない場合も見受けられます。

公益的サービスの提供を担うためには、一定水準のサービスを継続的に提供できる体制づくりが重要です。

そのためにも、人材育成や自立的財政基盤の確立に対する支援が必要になります。



Ⅱ 協働について

1 協働とは？

(1) 協働の定義

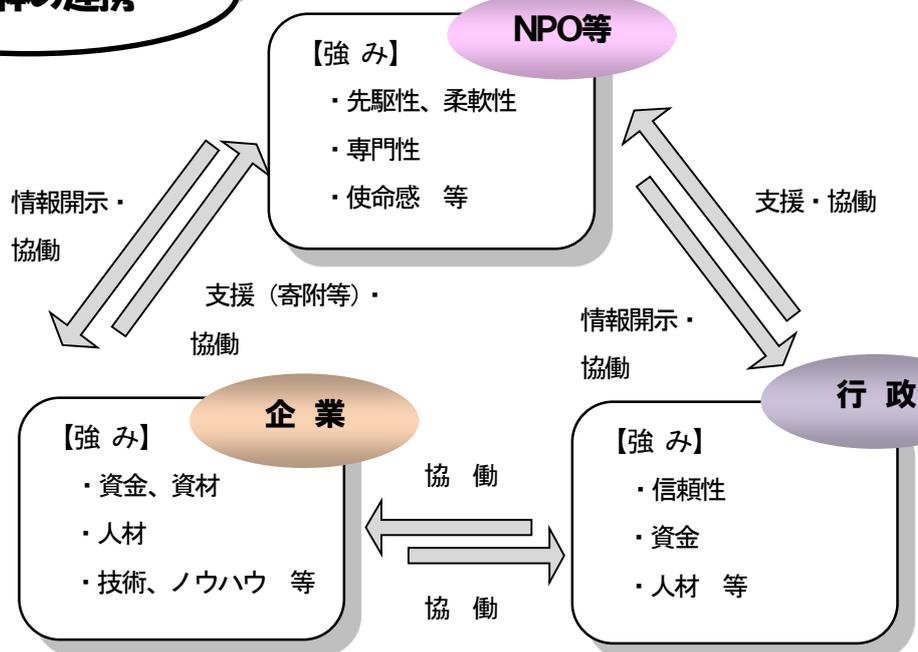
「協働」という言葉には、全国的に統一された定義はありません。

県では「心の通いあう地域づくりのための協働指針」において、『協働』を次のように定義しました。

『協働』とは

NPOや行政、企業、大学・研究機関、専門機関、地域住民等の多様な主体が、それぞれの強みや特性を活かし、対等な関係で、共有の目的を達成するために協力すること

各主体の連携



ポイント

「協働」は、「経験や立場、価値観等が異なるものが、共通の目的や目標に向かって、対等な関係で協力して取り組む」場合に多く使われます。

一方、「共同・協同」は、「比較的同じような立場や背景を持つものが力を合わせる」場合によく使われます。

(2) 協働の必要性

協働は、どうしても必要なのでしょうか。

社会経済情勢の複雑化や人々の価値観の多様化などにより、地域では次のような課題が生じています。

- ◎ 公平かつ均一的な従来の行政サービスでは対応しきれない、福祉や環境、子育てなどの様々な分野における社会的ニーズの多様化・複雑化
- ◎ 少子高齢化・人口減少社会の進行による地域コミュニティ機能の低下

NPO、企業、行政が、それぞれに持つ特性や資源（資金や資材、人材、技術、情報、ネットワーク等）を適切に組み合わせ、互いの強みを活かすことで相乗効果が生まれ、これらの課題解決が可能になるのです。

県がめざす「互いに支え合う社会の構築」において協働が果たす役割は、今後ますます大きくなるでしょう。

(3) 各主体の役割（大分県におけるNPOとの協働指針 抜粋）

①行政の役割

県は多様化する地域課題に対して庁内各部署が連携してNPOと多様な主体との協働による取り組みを推進することが求められています。また、市町村は地域住民にとって一番身近な自治体として、各地域の課題解決に向けて多様な主体とともに考え、公益的な社会貢献活動に対する地域住民の関心を喚起するような取り組みを推進することが求められています。

②NPOに期待される役割

NPOは各地域に拠点を置き、現場視点から公益的な活動を自発的に実施しています。高い社会貢献意識と専門的な知識や技術を活かし、地域課題の解決に向けた取り組みを率先して進めていくことや、地域住民が当事者意識をもって地域課題を考えていく支援、あるいはその気づきを提供することが求められます。また、NPO単体で活動するだけでなく、NPO同士や多様な主体との協働により取り組むことも期待されています。

③企業に期待される役割

近年、企業を取り巻く環境と社会の価値観が急速に変化し、企業に求められる役割も大きく変化しています。企業とNPO等が、それぞれ自立した対等な関係で歩み寄り、互いの理解を深めながら協働し、社会や地域に新しい価値を生み出すことが求められています。

④大学・研究機関・専門機関に期待される役割

近年、大学等が行政、NPO、企業、地域住民等と連携し、地域の課題解決に取り組む機会が増加しています。高等教育機関としての「知の拠点」という役割を担い、学生など若い世代を中心とした地域で活躍できる人材育成と、行政やNPOにはない専門知識や技術を活かした広域的な取り組みが期待されています。

⑤地域住民に期待される役割

地域の課題に対し、当事者意識を持って考え、NPO、行政、企業、大学等との協働の中で、率直な意見交換を通じて積極的に課題解決に取り組む姿勢が期待されています。

(4) 協働の効果

県民にとって、期待される効果は次のとおりです。

- ① 地域や県民の個別ニーズにきめ細やかに対応した公益的サービスを受けることが期待できる。
- ② 行政への関心が高まり、自ら地域課題の掘り起こしや解決に向けて取り組むことで、県民の意見を反映した施策の実施につながり、生活の質の向上が期待できる。
- ③ 専門性やキャリア、能力、意欲等を活かした生きがいや自己実現の場となり、地域活動が活発になることにより、地域コミュニティの活性化につながる。

NPOや企業、行政にとっては、次のような効果が期待できます。

また、協働を通じて立場の違う相手に接することで、それぞれの主体のものの見方や考え方の幅が広がり、その後の事業や活動の充実・拡大につながることも期待できます。

協働の主体別のメリット

主体	メリット
NPO	<ul style="list-style-type: none">・活動目的が達成できる。・社会的な認知や信頼性が高まるとともに、会員や寄附の増加につながる。・事業収入が確保される。
企業	<ul style="list-style-type: none">・企業イメージが向上し、地域とのつながりが構築される。・社員のボランティアやNPO活動に対する意識が向上し、NPOの活動を通じた社会貢献活動が実施できる。・より社会的ニーズに合致した商品やサービスの開発が期待できる。
行政	<ul style="list-style-type: none">・より社会的ニーズに合致した事業の実施が期待できる。・NPOの特性（柔軟性、先駆性、専門性、機動性、地域性）を活かした効率的で効果的な事業実施が期待できる。・従来から行政が主体的に行ってきた公益的サービスのあり方の見直しや、職員の意識改革などが期待できる。

NPOとの協働の心構え

NPOと協働する場合は、特に次のことを心がけましょう。

- ◆ NPOの特性や実情を理解し、活動に対する思いを尊重した上で、一方的な意見の押しつけは避け、対等な立場で事業を進めましょう。
- ◆ 現場に実際に出向き、現場の状況把握に努め、当事者のニーズ等を理解して、「県民のための質の高い公益的サービスの提供」を心がけましょう。
- ◆ 協働することで事業効果が高まるような手法を検討するとともに、前例のないことに対しても、まず話を聞いてから、実施の可能性を検討してみましょう。
- ◆ すべてを任せきりにせず、情報共有や意見交換を行い、共に事業に取り組む姿勢と意欲を示すことで、協働の効果をより高めましょう。
- ◆ 行政との事業実施に関するルールがNPOに十分認識されていない場合もあるため、「〇〇するのが決まりだ」という思い込みはせず、重要なことは必ず相手に確認しましょう。
- ◆ 行政特有の言い回しや言葉づかいはできるだけ避け、わかりやすい言葉で伝えることを心がけましょう。

2 協働のルール

協働は、「対等な関係で共通の目的を達成するための手段」として行われるもので、どちらかが一方的に自分の立場や意見を押しつけ、やらせるものではありません。

協働を効果的に進めるために、次の5項目に気をつけましょう。

《 1 目的を共有する 》

協働の主体同士で、協働の目的、目標（できれば数値目標）を十分に協議して決定し、常に共有することが重要です。

目的の共有ができていなければ、協働の効果は望めません。

《 2 相手を理解し、尊重する 》

互いに協働相手の違いを認め、立場や特性を理解し、尊重することにより協働の効果が高まります。

組織が違えば、当然事業の実施方法や意志決定の過程も異なります。

自分の立場や考えを一方的に相手に押しつけるだけでは、よりよい協働は期待できません。

《 3 役割を明確にし、共有すると同時に自立する 》

互いの弱みや限界を理解した上で、それを補うために、それぞれの強みを活かす役割分担が重要です。

また、分担内容を明確にし、互いに共有すると同時に、相手に依存することなく責任を持ってその役割を果たす必要があります。

《 4 協働の過程を共有する 》

協働主体のどちらかが、主導的・一方的に事業を進めるのでは、協働とはいえません。

事業を「企画」、「実施」、「報告」、「評価」、「改善」していくすべての過程で、十分な情報共有や意見交換が必要です。

互いに納得して協働を進めていくことで、事業に取り組む意欲が高まります。

《 5 報告・評価・改善及び公開を行う 》

事業終了後は、協働の目的や目標の達成状況、協働の効果、手法の妥当性等について報告書を作成します。事業評価を行い、必要な改善策を検討することは、今後のよりよい協働につながります。

また、事業内容や評価等を公開し、事業の透明性を高めることで、協働主体に対する社会的信頼が高まると同時に、他の協働の参考となり、協働の拡大につながります。



ポイント

協働の成功のポイントは「コミュニケーション」です。

それぞれの主体は、立場は違っていても同じ目的を持ついわば「同志」です。

時間や手間がかかっても情報共有や意見交換を十分に行い、常に到達すべき目的を共有し、お互いの立場を尊重し、時には折り合いをつけながら、目的を達成することに協働する意味があります。

3 協働を生み出すために必要なこと

経験や立場、価値観が異なる相手と新たに協働するには、従来の枠組みを超えた体制づくりが必要です。また、様々な調整や新たな問題解決に、前向きに取り組む姿勢も重要になります。

(1) 協働パートナーとの出会い

協働相手と出会うことで、初めて協働の機会が生まれます。

地域が抱える課題や、地域活動に関する情報を積極的に収集し、NPO、ボランティア団体、企業、大学など、様々な主体との接点を増やし、情報共有・意見交換をしましょう。

その際、意見を述べるだけでなく、相手の話にも興味を持って聞きましょう。思わぬところで協働の可能性を発見することがあります。

(2) 協働の提案

協働の提案や相談を受ける場合は、「忙しい」や「関係ない」等の“拒否の姿勢”は禁物です。

「協働する」という前向きな姿勢で、お互いに相手の話を聞きましょう。

(3) 実現可能な協働の検討

協働には、協働主体の特性による様々な制約や、その事業特有の決まりごとがあります。

「制約があるからできない」ではなく、その制約の中で互いの特性を活かせる効果的な方法を見つけるために、お互いに知恵を出し合しましょう。

そのためにも、情報共有や意見交換は十分に行いましょう。

(4) 中間支援組織や協働コーディネーターの活用

必要に応じて中間支援組織や協働コーディネーターなどの第三者の力を借りると、協働がスムーズに進む場合があります。

中間支援組織は、NPO情報の提供や相談、調査・研究、ネットワークづくり、人材育成など、NPOに関する様々な支援を行っています。(中間支援組織については次ページ参照)

協働相手に接する前に、協働に必要な情報提供やアドバイス等を受けることもできますので、積極的に活用しましょう。

(お問合せ 公益財団法人おおいた共創基金 電話 097-556-3116)

(5) 協議会等による事業実施

協働に携わる団体がたくさんある場合は、「協議会」や「実行委員会」などを設置して事業に取り組むと、組織的・継続的に協働を進めることができます。

そのためには、日頃から互いの特性や強みをよく知り、課題や目的を共有し、協働を担う相手として信頼関係を構築しておくことがとても重要です。

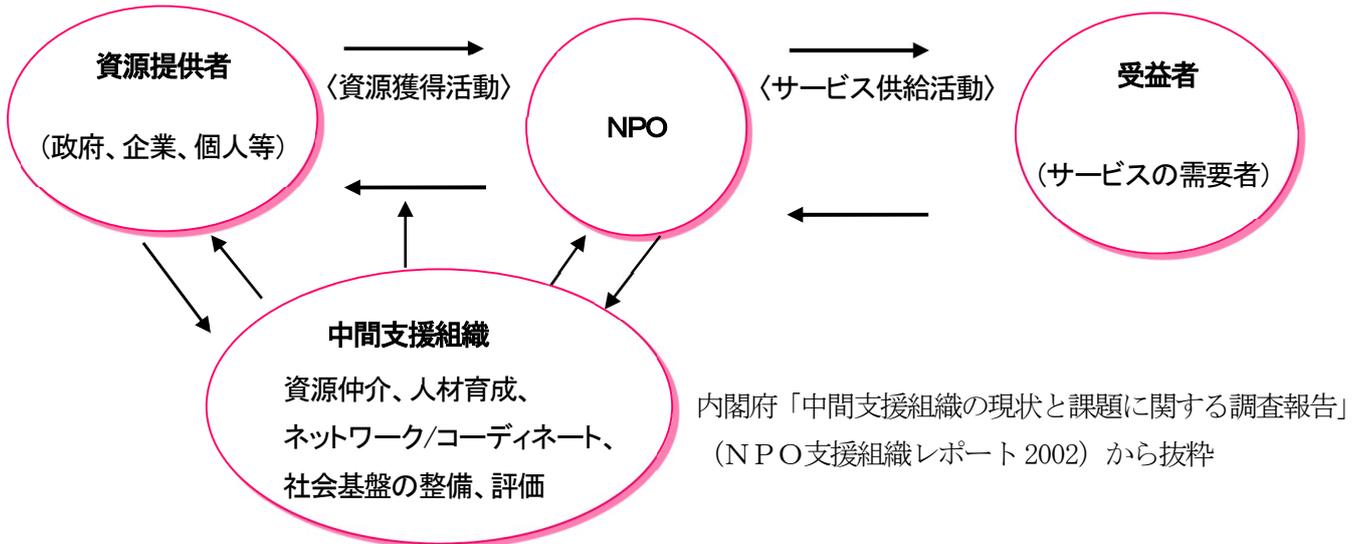
また、協働を行う際は、特定の団体だけが事務局運営や事務処理等で過度な負担を負うことがないように、役割を公平に分けるよう心がけましょう。

そして、特定の団体だけが主導権を発揮することがないように注意しましょう。

4 中間支援組織について

(1) 中間支援組織とは

中間支援組織については、明確な定義はありませんが、一般的には地域社会の変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者（行政、企業、個人等）とNPOの仲立ちや、人材育成等の活動支援をする組織を指します。県内の中間支援組織として、おおいたボランティア・NPOセンター（公益財団法人おおいた共創基金）などがあります。



(2) 中間支援の主な支援内容

機能	内容
情報提供	NPOが必要とする情報をNPOに提供したり、一般社会に対してNPOに関する情報提供を行ったりする。
資源・技術等の仲介	NPOが必要とする資源（資金や資材、人材、技術、情報等）の提供者とNPOを結びつける。
人材育成やマネジメント能力の向上支援	NPOの自立的組織運営や資金確保できる人材を育成するとともに、自立的運営を継続していくために必要なマネジメント能力の向上支援を行う。
ネットワーク化やコーディネート	地域などにおいて、様々なNPOをネットワーク化、NPO・企業・行政等の協働を進めるためのコーディネートを行う。
社会的課題の共有化や解決方法の創出	地域課題の掘り起こしや政策提言等を行う。

5 協働の手法

(1) 協働の主な手法

手法	内容	効果	注意事項
委託	企業や行政等が直接実施せず、NPOに委託して事業を実施する方法。 事業に係る責任と成果は、委託者（企業や行政等）に帰属する。	先駆性や専門性、地域性等のNPOの特性（3ページ参照）を活かせるため、多様な社会的ニーズにきめ細やかに対応できる。	NPOの特性を活かすため、NPOへの要望や提案は、できる限り枠組みに留めた内容で行うことが望ましい。 NPOが下請けにならないように、十分な協議・調整が必要。
補助	NPOが主体的に行う公益性の高い事業を支援するため、補助金等を交付する方法。	NPOの自主的な活動が望めるとともに、財政基盤の弱いNPOが活動を活性化させていくことができる。 行政が取り組んでいない事業実施や公益的サービスの提供が期待できる。	補助は継続的な交付ではないため、NPOが事業継続を目指して財源を確保する必要がある。 事業主体であるNPOが、責任を持って主体的に最後まで適正に事業執行できるよう、行政等の指導や助言が必要。
共催	NPO、企業、行政等が共に主催者となって、共同で一つの事業を行う方法。	事業企画の段階から、NPOの特性を活かした協働が可能となる。	役割分担が偏ったり、一方の主導だけで事業が進んだりしないよう、事業実施前から十分な協議・調整が必要。
後援	NPOが主体的に行う公益性の高い事業に対し、企業や行政が後援名義の使用を認めて支援する方法。 例えば、チラシやポスター、パンフレット等に「後援 大分県」などの記載が可能となる。	企業や行政が後援することで、NPOの活動に対する社会的信用が増し、活動への理解と信頼性が高まる。	単なる「名義貸し」にならないよう、今後の事業展開等に対する理解や協力を心がける。 手続は、その事業に関係する事務を分掌する部署に協議後、依頼書（任意様式）を提出する。
実行委員会・協議会	NPO、企業、行政等で構成された「実行委員会」や「協議会」が一つの主体となって事業を行う方法。	幅広い関係者による事業実施が可能となる。 参加団体間のネットワークが構築されるとともに、互いの情報やノウハウの共有が図れる。	構成団体の自主性を尊重するとともに、責任の所在が曖昧にならないよう、役割分担を明確にする必要がある。 十分に情報共有や意見交換を行い、事業の目的や実施方法等の共有を図る。

手 法	内 容	効 果	注 意 事 項
アダプトシステム	住民参加型地域保全制度のこと。 地域に密着したNPOが、その地域の道路や河川、公園などの「里親」となつて、清掃や植生管理などを行う方法。	地域に密着したNPOが協力することで、状況に応じた対応と地域住民の積極的な参加が期待できる。	協定の内容（必要な機材や設備の貸与、損害保険の負担、活動団体の掲示等）を十分に話し合い、役割分担を明確にして協定書の締結を行う。
指定管理者制度	NPOが公の施設管理・運営を行う方法	NPOが公の施設管理や運営を代行することによって、多様な社会的ニーズにきめ細やかに対応できる。 NPOにとって、継続的な財源として、安定した団体運営が見込める。	NPOが新しく指定管理者制度の導入を提案する場合、条例等の整備が必要になる場合があるため、実施可能かどうか、事前に行政との検討や協議が必要。

（２）協働手法の検討

NPOとの協働には、様々な手法が考えられます。

事業目的を実現するためには、「事業の主体はどこがいいか」、「協働の効果が最も得られるのはどの手法か」、「どのような問題点や注意点が想定できるか」等を検討して、最も効果的で効率的な手法を選択してください。

また、従来の手法に囚われず、事業目的の達成のために、より効果的な手法を検討し、導入することも重要です。

いずれの手法においても、事業の進捗状況や役割分担を明確にし、その情報を常に共有することが重要です。

◆「NPOと企業」の協働の場合

分類	形態	きっかけ	手法の事例
支援型	金 銭	主に企業 → NPO	寄附、助成金、協賛金、*マッチング・ギフト、*CRM
	人 的	主に企業 → NPO	社員ボランティア、技術や専門的知識の提供
	物 品	主に企業 → NPO	製品の提供、物品の提供、施設・設備の貸与
事業型	事業実施	主に企業 → NPO	事業の後援、共催
		主にNPO → 企業	企業の社会貢献活動の企画・実施に協力、企業の商品や提供サービスの共同開発、企業の社員研修等への協力（講師等）

* マッチング・ギフト

店頭等での募金で集まった寄附に、企業が一定の金額を上乗せして寄附を行うもの

* CRM

コース・リレーティッド・マーケティングの略

商品の売り上げによって得た利益の一部を社会貢献している団体に寄附を行うことで、売り上げの増加を図る手法

◆ 「NPOと行政」の協働の場合

分類	形態	きっかけ	手法の事例
支援型	金 銭	行政 → NPO	補助金
	人 的	NPO ↔ 行政	協議会、実行委員会等に参画
	その他	NPO ↔ 行政	情報提供・情報交換
		行政 → NPO	施設使用の許可
事業型	事業実施	主に行政 → NPO	協働型委託（主に提案公募型委託）、従来型委託、事業の後援・共催、NPOからの意見聴取、アダプトシステム
		NPO ↔ 行政	行政職員研修等への協力



グッドギビング
GG2025(1)0006
有効期限 2028年9月



「めじろん基金」を活用しましょう

めじろん基金は、NPO団体の活動に必要な資金を広く県民・民間企業等から募り、行政や民間企業などが十分に対応しきれない分野の地域課題の解決に取り組むNPO団体の公益活動を支援しています。

具体的には、「ふるさと創生NPO連携促進事業」、「OA機器助成事業」などの助成、「休眠預金活用事業」、「協働コーディネーター事業」などを通じた支援を行っています。

詳しくは、「おおいた共創基金」のホームページをご覧ください。

(お問合せ 公益財団法人おおいた共創基金 電話 097-556-3116)



Ⅲ 協働事業の進め方

1 協働事業を実施する際のポイント

委託などを例に、行政の協働の流れを説明していきます。
行政が協働を行う際は、以下の点に注意して事業に取り組む必要があります。



協働に適した事業

協働に適した事業とは、NPOの特性を活かし、NPOと行政が協力して事業を実施することで県民サービスの質や量が高まるような事業です。

- ◆ 多様な県民ニーズにきめ細かく柔軟に対応する公益的サービスの提供が求められる事業
- ◆ 地域の実情に合わせることが、より求められる地域に根ざした事業
- ◆ 特定の分野の専門的な事業や、行政にない発想を盛り込んだ事業
- ◆ 行政単独では対応しにくい先駆的な事業
- ◆ 多くの県民の参加が求められる事業
- ◆ 災害時など迅速な対応が求められる事業

具体的な事業例

事業例	具体例
公益的サービスの提供	相談業務、情報提供、研修会や講習会等の開催、講師派遣など
イベント等の開催	シンポジウムやフォーラム等のイベントの企画や開催など
環境保全等	河川や道路等の美化、森林や竹林等の整備、自然環境の調査・研究など
公的施設の運営・管理等	公園やコミュニティ施設の運営管理や開催イベント等の企画など

◎県・市町村とNPOとの協働施策調査について

協働・共助推進室では、毎年度県・市町村とNPOとの協働施策調査を実施しています。
調査結果は県ホームページに公開していますので、協働事業の参考にしてください。

<http://www.pref.oita.jp/site/npo/>

2 「委託」について(行政とNPOの協働)

「委託」は、先駆性や専門性、機動性等のNPOの特性(3ページ参照)を活かすと同時に、行政の目的達成とNPOのミッション(社会的使命)達成の両方に効果的な手法として、行政とNPOの協働においてよく用いられています。

また、「委託」には、12ページ表「NPOと行政」の協働の場合の「事業型」欄に示すように、**協働型委託**(主に提案公募型委託)と**従来型委託**の2種類があります。

協働型委託とは？

県が、NPOに対して協働に適した事業を委託するもので、次の2つの方法があります。

① 行政が、NPOに対して実施条件等の一定の枠組みを示して企画を募集する「提案公募型委託」

② NPOが、行政に事業案(アイデア)を提案して、行政が事業化していくもの

②の「NPOが行政に事業案を提案する」場合は、事業化して予算化された後、さらに公平性という観点から広く事業提案(企画募集)や実施団体を求める場合もあります。

協働型委託は、通常の企業等への委託とは異なり、お互いに目的が共有できる事業について、情報共有や意見交換をしながら、NPOの特性を活かす委託内容を検討することがとても重要になります。

NPOの特性が発揮され、そのネットワークが活用されることによって、社会的ニーズにきめ細やかに対応した行政サービスの提供が可能となるのです。

従来型委託とは？

通常の企業等への委託と同様に、行政が実施すべき事業を行政が企画して、事業実施をNPOに委託するものです。行政がこれまで行ってきた事業に、NPOの持つ特性や能力が加わることで、行政サービスの充実や拡大が期待できます。

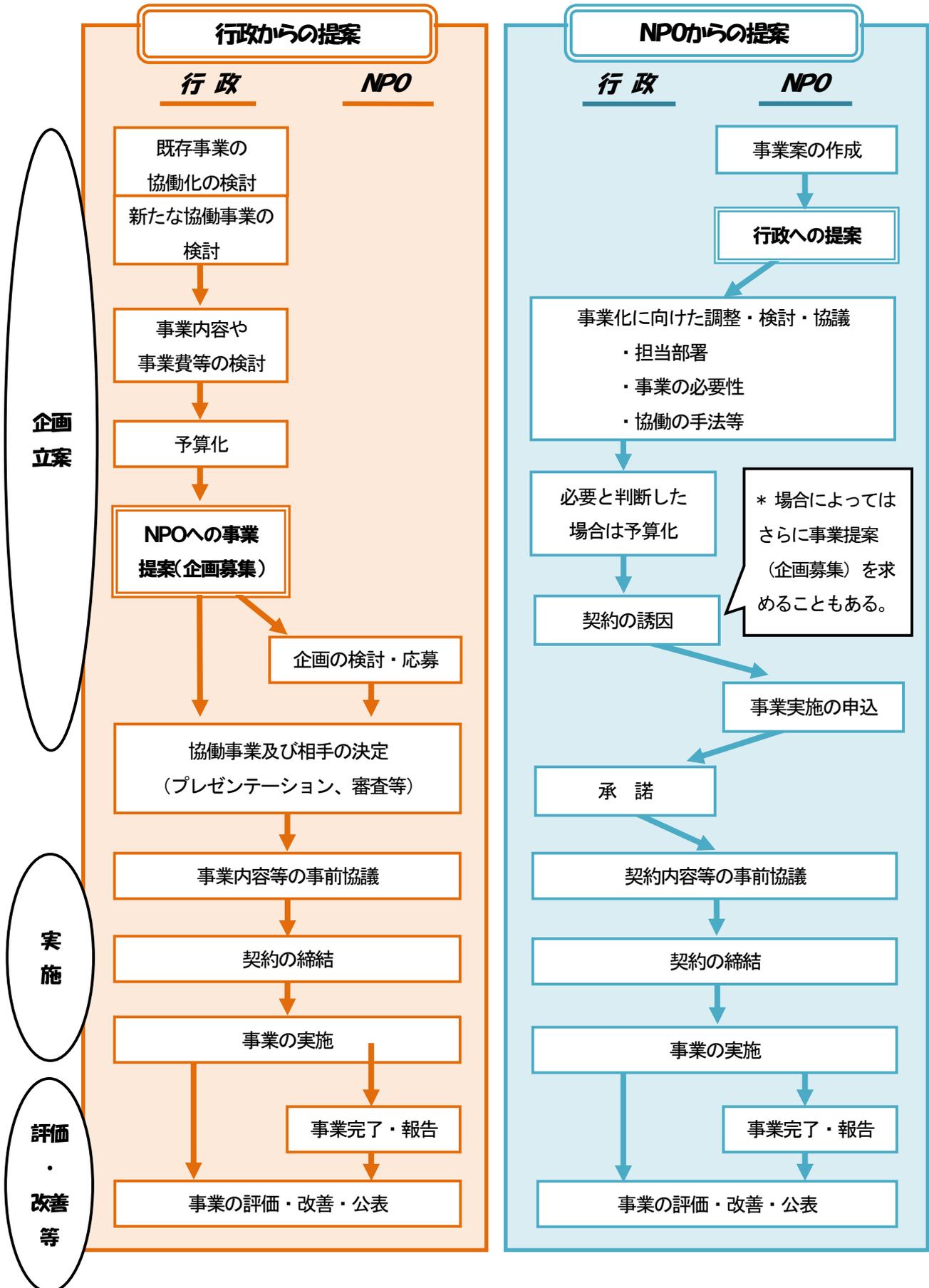
また、協働型委託と同様に、社会的ニーズにきめ細やかに対応した行政サービスの提供が可能です。

気をつけましょう

- ◆ 互いの特性と立場の違いを尊重し、どちらかが一方的に事業を進めることのないよう、常に過程を共有することが重要です。
- ◆ NPOを行政の下請けや補助的な役割としてではなく、お互いに対等の立場で関わっていくことが重要です。
- ◆ それぞれが委託者及び受託者の責任と義務を負っていることを自覚し、互いの役割分担を明確し、過度に相手に依存することがないように注意しましょう。
- ◆ コストの削減を協働の主目的として考えることがないように、十分に注意しましょう。

3 行政とNPOの協働型委託事業の主な流れ

提案には、行政からの提案とNPOからの提案の2種類があります。



4 その他事業の流れ(フロー図)について

委託事業のほか、行政が取り組む協働事業の流れについて、補助金交付の手法で説明します。

(※このフロー図は協働・共助推進室が作成した事業の一般的な流れを示したものです。そのため、所属によっては処理方法が異なる場合もありますので、必ず所属ごとの事務処理要領を確認してください。)

【標準的な事務フロー】

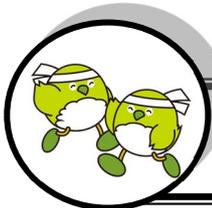
補助金交付

【流れ】	【ポイント】
申請・審査 (1) 事前相談 (2) 採択申請・審査 (3) 採択決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体、補助対象事業になるか確認 ・ 申請要件等を満たしているか確認 ・ 事業の公益性、実現可能性等の評価(審査委員会を設置) ・ 審査結果に基づき、採択事業を決定 ・ 採択、不採択の結果を事業者へ通知
補助金交付 (1) 交付申請・審査 (2) 交付決定 (3) 事業実施 (4) 変更承認申請 (5) 変更交付決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計証拠書類の確認(金額や内容により必要な書類が異なる) ・ 入札、開札の実施(金額による) ・ 必要に応じて事業者ヒアリング ・ 事業者に対して交付決定を通知(交付額、条件、事業実施期間を明記) ・ 定期的に補助対象者への連絡や進捗確認を実施 ・ 軽微な変更は協議録等を書類として保存 ・ 必要となる書類があるか確認 ・ 変更認可通知の送付 ・ 補助金の変更交付 ・ 進捗管理の継続
実績報告・精算 (1) 実績報告・額の確定 (2) 支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出期限遵守の徹底 ・ 必要書類の確認(支払完了証拠書類の確認等) ・ 書類だけでなく現地確認も実施 ・ 請求書の確認 ・ 確定額を超える支払いをしている場合は、事業者へ超過分にかかる返納通知を交付

5 参考例

よく活用する様式等は、県ホームページに掲載しています。必要に応じてご利用ください。

→<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13110/kyoudoumanyual.html>



IV その他

おおいたNPO情報バンク「おんぼ」を活用しませんか？

(1) 「おんぼ」の主な特徴

- ・団体情報（定款、事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等）が確認できます。
- ・行政の事業公募情報や企業等の助成金情報をお知らせします。
- ・団体の活動やイベント情報をいつでも収集できます。



ポイント

団体の情報開示レベルを「★★★」～「★」でわかりやすく表示！

★が多い団体ほど、社会から信頼を得るために必要な情報を提供している団体といえます。（任意団体も同じです。）

団体選定の基準として活用してください。

(2) イベント情報等の発信方法

「最新情報」と「イベント情報」からの情報発信は、おおいたボランティア・NPOセンターと協働・共助推進室が行っています。

イベント情報や助成金募集、事業公募情報等を掲載したい場合は、パンフレットや募集案内等のデータを準備のうえ、おおいたボランティア・NPOセンターまたは協働・共助推進室に連絡してください。

また、掲載情報は、メールマガジンによって発信されます。

相談窓口

法人設立・運営・協働等に関すること

大分県生活環境部 協働・共助推進室

電話 097-506-3182

FAX 097-506-1741

E-mail oita-kenmin@pref.oita.lg.jp

おんぽ <https://www.onpo.jp>

〒870-8501 大分市大手町 3-1-1

助成事業・運営支援・協働等に関すること

公益財団法人 おおいた共創基金

電話 097-556-3116

FAX 097-555-9771

E-mail info@mejiron.org

<http://www.mejiron.org>

おおいたボランティア・NPOセンター

電話 097-555-9770

FAX 097-555-9771

E-mail npoinfo@onpo.jp

〒870-0907 大分市大津町2丁目1-41

大分県総合社会福祉会館

おおいた NPO 協働実践マニュアル

発行：平成26年3月 初版発行

令和 2年2月 改正

令和 8年3月 改正

作成：大分県生活環境部 協働・共助推進室

協力：おおいたボランティア・NPOセンター

表紙イラスト：ふじたかおり